

**「福島県困難な問題を抱える女性への支援並びにDVの防止及び  
被害者の保護・支援のための基本計画」案に関する県民意見の募集要領**

**1 募集の趣旨**

県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき定めている「福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画」（第4次改定版）の計画期間が今年度で終了することから、現在、計画改定に向けて検討を進めています。

また、改定にあたっては、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき定めた「福島県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」と一体化し、県全体の女性支援及びDV対策を一層推進するとともに、より効果的な支援を行うことを目指しています。

このたび、計画改定案を作成しましたので、県民の皆様からの御意見を募集します。

**2 募集期間**

令和7年2月7日（金）から令和7年3月10日（月）まで  
（最終日17時必着）

**3 応募資格**

- (1) 福島県内に住所を有する個人及び団体
- (2) 福島県内の学校・事業所等に通学・通勤している方

**4 意見の提出方法**

別紙「県民意見提出書」の形式で、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

**5 お寄せいただいた御意見の取扱い**

- (1) 御意見は、計画の策定に当たり参考とさせていただきます。
- (2) 御意見の概要及びそれに対する県の考え方について、個人情報を除き、県ホームページ上で一定期間公表します。
- (3) 提出いただいた書類等は返却いたしません。
- (4) 電話や匿名での御意見は受付できませんので御注意願います。
- (5) 御意見に対する個別の回答はいたしませんので御了承願います。

**6 計画案の公表方法**

- (1) 県のホームページに掲載します。
  - (2) 県政情報センター（県庁西庁舎1階）で縦覧、配付を行います。
  - (3) 各地方振興局の県政情報コーナー（県北を除く）で縦覧、配付を行います。
- ※ 計画案の郵送を希望する場合は、封筒の表に「計画案請求」と朱書きし、

角形２号の返信用封筒（返信先の住所・氏名を記入し、３２０円分の切手を貼付したもの）を同封して、意見の提出先まで請求してください。

計画案に関係書類（募集要領、県民意見提出書、計画案の概要）を添えて返送します。

## 7 意見の提出先及び問合せ先

福島県子ども未来局児童家庭課（電話：024-521-8665）

郵便番号：960-8670（郵送の場合、住所の記載は不要です。）

F A X 番号：024-521-7747

電子メールアドレス：jidoukatei@pref.fukushima.lg.jp

（メール件名は「困難女性支援・DV防止基本計画案に対する意見」としてください。）